



熊本県公報

第12750号
平成30年8月21日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 熊本県老人福祉施設整備計画等(養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)事前協議実施要項の一部を改正する要項…………… (") 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 内水面における漁場計画(免許の内容等)…………… (水産振興課) 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(苓北町加入区)…………… (団体支援課) 3

公 告

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定…………… (住宅課) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (") 5
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 5

登 載 依 頼

- 県が設置する公の施設(熊本県立美術館分館)における指定管理者の募集…………… (文化課) 5
- 熊本県消費者教育推進地域協議会の開催…………… (消費者教育推進協議会) 7
- 平成30年度第1回熊本県私立学校審議会の開催…………… (私立学校審議会) 7

告 示

熊本県告示第668号
介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成30年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社りぼん	ヘルパーステーションりぼん	合志市須屋16 11-2 ドエル須屋202号	平成30年 8月8日	訪問介護

熊本県告示第669号
熊本県老人福祉施設整備計画等(養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)事前協議実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成30年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県老人福祉施設整備計画等(養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)事前協議実施要項の一部を改正する要項
熊本県老人福祉施設整備計画等(養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)事前協議実施要項(平成27年熊本県告示第673号)の一部を次のように改正する。
第2条中「既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、かつ、」を削り、同条ただし書中「規定する」の次に「熊本・上益城高齢者福祉圏域のうち、旧」を加える。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第670号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年8月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	北里宮原線	阿蘇郡小国町大字北里 3954番地先から 同所 1105番1地先まで	前	7.4 ～ 12.2	411.2	単道改
			後	9.5 ～ 29.9	411.2	

2 区域を変更する期日 平成30年8月21日

熊本県告示第671号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、内水面における漁業権の内容たる漁業の免許について、漁業の種類及び漁業の名称、漁場の位置及び区域、漁業の時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、地元地区並びに存続期間を次のとおり定めた。

平成30年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 別表のとおり
- (2) 漁業の時期 //
- (3) 漁場の位置 //
- (4) 漁場の区域 //

2 地元地区 //

3 制限又は条件 //

4 免許予定日 平成31年1月1日

5 申請期間 平成30年10月3日から平成30年11月16日まで

6 免許の存続期間

漁場計画番号	存続期間
内区第1号から内区第3号まで	免許の日から平成35年12月31日まで

別表

漁場計画番号 内区第1号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市植柳新町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）
 ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ11度7分・365メートルのところ
 イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ12度15分・351メートルのところ
 ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ20度5分・383メートルのところ
 エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ33度45分・544メートルのところ
 オ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ44度35分・759メートルのところ
 カ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ43度34分・766メートルのところ
 キ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ32度25分・552メートルのところ
 ク 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ18度37分・394メートルのところ

2 地元地区 八代市（旧八代市に限る）

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内区第2号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市梅檀町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）

ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ52度2分・916メートルのところ

イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ52度31分・904メートルのところ

ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ66度13分・1,088メートルのところ

エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ65度40分・1,099メートルのところ

2 地元地区 八代市（旧八代市に限る）

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 内区第3号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市千反町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）

ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ67度8分・1,126メートルのところ

イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ67度40分・1,115メートルのところ

ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ76度46分・1,343メートルのところ

エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ76度16分・1,352メートルのところ

2 地元地区 八代市（旧八代市に限る）

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

熊本県告示第672号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 加入区の名称

苓北町加入区

2 発起人の住所及び氏名

天草郡苓北町富岡3111番地 枡野 重幸

天草郡苓北町白木尾267番地 田嶋 正

天草郡苓北町富岡3030番地1 福島 築廣

3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合

天草漁業協同組合

4 縦覧期間

平成30年8月21日から平成30年9月4日まで

5 縦覧場所
天草漁業協同組合

公 告

熊本県公告第486号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
一般社団法人夢ネットはちどり
熊本市西区春日七丁目416番地1
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
熊本市西区春日七丁目416番地1

熊本県公告第487号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮原 範行	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字野中田552番1
農事組合法人万江の里	球磨郡山江村万江甲	球磨郡山江村大字万江甲字榎木町183番ほか1筆

2 認可年月日

平成30年8月14日

熊本県公告第488号

玉名郡南関町に事務所を置く南関町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	平岡 昇	玉名郡南関町大字関下937番地2
理事	島崎 敏裕	玉名郡南関町大字関村994番地
理事	末竹 信雄	玉名郡南関町大字上長田381番地
理事	松本 泰典	玉名郡南関町大字今499番地
理事	酒見 喬	玉名郡南関町大字肥猪1742番地1
理事	菅原 一幸	玉名郡南関町大字相谷1917番地
理事	竹島 久利	玉名郡南関町大字下坂下1332番地
理事	打越 知明	玉名郡南関町大字下坂下2131番地1
理事	阪口 正	玉名郡南関町大字四ツ原1558番地
理事	佐藤 安彦	玉名郡南関町大字関町1205番地
監事	大佐古 武	玉名郡南関町大字関下277番地
監事	松原 藤太	玉名郡南関町大字高久野203番地
監事	倉岡 正敏	玉名郡南関町大字相谷1327番地1
就任		
理事	島崎 敏裕	玉名郡南関町大字関村994番地

理事	矢野 房幸	玉名郡南関町大字関下466番地1
理事	末竹 信雄	玉名郡南関町大字上長田381番地
理事	松本 泰典	玉名郡南関町大字今499番地
理事	酒見 喬	玉名郡南関町大字肥猪1742番地1
理事	美川 正一	玉名郡南関町大字豊永901番地
理事	竹島 久利	玉名郡南関町大字下坂下1332番地
理事	打越 知明	玉名郡南関町大字下坂下2131番地1
理事	黒田 則行	玉名郡南関町大字四ツ原1435番地
理事	佐藤 安彦	玉名郡南関町大字関町1205番地
監事	大里 耕守	玉名郡南関町大字関下234番地2
監事	松原 藤太	玉名郡南関町大字高久野203番地
監事	倉岡 正敏	玉名郡南関町大字相谷1327番地1

熊本県公告第489号

天草市に事務所を置く小宮地新田地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	佐々木 健司	天草市新和町小宮地5207番地2
就任 理事	佐々木 克巳	天草市新和町小宮地5207番地2

熊本県公告第490号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成30年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 人吉市鶴田町875番地40
- 2 築造者の氏名 多武裕二
- 3 道路の位置 人吉市鶴田町字会原875番44、同1945番26、同1945番27及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.05メートル
- 5 道路の延長 30.86メートル
- 6 指定年月日 平成30年7月18日
- 7 指定番号 熊本県指令南景建第9号

登載依頼

熊本県教育委員会公告第15号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成30年8月21日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称 熊本県立美術館分館（以下「美術館分館」という。）
 - (2) 場所 熊本市中央区千葉城町2番18号
 - (3) 施設の内容、規模等

ア	敷地面積	4,071.43平方メートル
イ	主な建物	美術館分館（鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階、塔屋1階、延床面積5,084.62平方メートル）
 - (4) 施設の概要 美術館分館（展示室及び展示関連施設、附属施設、事務管理施設、機械室、倉庫）
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 展示のための施設を提供する業務

- (2) 美術館分館の利用の許可に関する業務
- (3) 美術館分館の施設及び設備の維持並びに修繕に関する業務
- (4) その他、指定管理者が美術館分館の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定期間
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手續
 - (1) 申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續に関する規則（平成16年教育委員会規則第6号））（別記様式）
 - イ 熊本県立美術館分館指定管理者事業計画書及び収支予算書（別紙様式1及び2）
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ケ その他教育委員会が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求、受領団体等を明らかにした書類）

詳細は、募集要項に記載
 - (2) 申請書の提出先
熊本県教育庁教育総務局文化課 総務班（県庁行政棟新館6階）
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2704（内線6721）
 - (3) 提出期間
平成30年9月7日（金）から平成30年9月21日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
 - (4) 提出部数
10部（9部は複写可）
- 6 指定管理候補者の選定
平成30年10月に開催予定の指定管理候補者選考委員会からの指定管理候補者に関する選考意見の報告を受け、最終的に教育委員会において選定する。
- 7 募集要項の配布
5の(2)に掲げる場所で、平成30年8月21日（火）から平成30年9月21日（金）までの間に、配布する。
- 8 現地説明会
 - (1) 日時
平成30年8月29日（水）午後1時30分から（予備日：8月30日（木））
 - (2) 場所
熊本県立美術館分館会議室

- (3) その他
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)に
あらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
- (1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの
- (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため
複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示すること
がある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容に
ついて説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定
する。
- (3) 委託料は、熊本県立美術館分館の維持管理に係る経費とする。
- (4) 問合せ先
5の(2)に同じ。

熊本県消費者教育推進地域協議会公告第1号

平成30年度第1回熊本県消費者教育推進地域協議会の会議を次のとおり開催します。
平成30年8月21日

熊本県消費者教育推進地域協議会

- 1 開催日時
平成30年9月18日(火)午後3時
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 熊本県消費者教育推進計画の平成29年度実施結果について
(2) 熊本県消費者教育推進計画の平成30年度実施状況等について
(3) 熊本県消費者教育推進計画の計画期間の延長について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、
事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県消費者教育推進地域協議会事務局(熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画
推進班)
(電話 096-333-2291)

熊本県私立学校審議会公告第1号

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。
平成30年8月21日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時
平成30年8月29日(水)
午後3時から午後5時まで(予定)
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
【諮問事項】
(1) 鎮西高等学校商業科の廃止認可について(公開)
(2) 有明高等学校商業科の廃止認可について(公開)
(3) 勇志国際高等学校の学則変更認可について(公開)
(4) くまもと清陵高等学校の学則変更認可について(公開)

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部総務私学局私学振興課私学運営支援班）

(096-333-2064)